加茂市障害者等相談支援事業評価実施要項

1. 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号) 第77条第3号に基づき行う相談支援事業について、相談支援事業を委託する相談支援事業 者の多角的な評価を実施することにより、相談支援事業に対する自己改善意識の向上と質の 高い相談支援を行う体制を整備し、相談支援事業の充実とその強化を図ることを目的とする。

2. 実施主体

相談支援事業評価は加茂市が実施する。

3. 実施方法

- (1) 相談支援事業実施体制の基本情報及び相談支援実績の評価 被評価者の基本情報及び相談支援実績について、被評価者が相談支援事業概要シート (様式1)を作成し、実施するものとする。
- (2) 自己評価

被評価者は自己評価シート(様式2)を作成し、自己評価を実施する。

(3) 評価結果の通知及び加茂市自立支援協議会への報告

被評価者の自己評価結果に基づき、加茂市による相談支援事業評価の結果については、 評価後に被評価者へ通知するものとする。

併せて、実施した評価結果については加茂市自立支援協議会へ報告するものとする。

4. 評価方法

(1)基本情報に関しては、相談支援に対応可能な職員配置数等の相談支援事業所の体制について評価を行う。

また、相談支援実績に関しては、支援の内容や方法、支援内容の傾向、相談支援事業に 対する関わり等に着目して評価を行う。

(2) 自己評価及び市評価については、下記の基準により評価を行う。

S: 充実した対応が出来ている。 (取り組み水準90%以上)

A:対応できている。 (取り組み水準75%以上90%未満)

B:おおむね出来ている。 (取り組み水準60%以上75%未満)

C:対応が不十分である。 (取り組み水準60%未満)

事業者名:

1. 基本情報

運営主体			
開所日・時間			
	管理者	名	
配置職員	相談支援専門員 (常勤専任)	名	
10000000000000000000000000000000000000	相談支援専門員 (非常勤専任)	名	
	その他・兼務職員	名	

2. 実施事業(令和4年4月から10月)

利用人数・支援方法

利用者人数	身体	重心	知的	精神	発達	高次脳	難病	その他	実人数	延べ人数
支援方法	訪問	来所	同行	電話	メール	個 別 支 援会議	担当者会議	関係機	計	

支援内容

支援内容	福祉サービス	障害症状	健康医療	不安解消	保育教育	家族人間	
	家計経済	生活技術	就労支援	社会余暇	権利擁護	施設入所支援	
	その他	虐待	住宅支援				計

地域の相談支援体制の強化の取り組み

自立支援協議会	全体会の参加	事務局会議	こども支援部会	相談支援部会 (田上町合同)	

事業者名:

項目	評 価 内 容	自己評価	加茂市評価
1	相談支援事業所は、利用者がその有する能力及び適正に応じ、自立 した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行 われていますか。		
2	利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて利用者等 の選択に基づき、適正な保健、医療、福祉、就労支援教育などの福 祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよ うに配慮されていますか		
3	利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立って、 福祉サービス等が特定の種類や特定の障害者福祉サービス事業者 に不当に偏ることのないように、公正中立に行われていますか		
4	市町村、障害福祉サービス事業者等と連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めていますか		
5	相談支援事業所は、専らその職務に従事する相談支援専門員を1以 上置いていますか		
6	相談員は、正当な理由なく、業務の上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしていないか、また情報交換に関する同意契約を結んでいますか		
7	サービス利用計画を作成した時には、その写しを市町村に対して 停滞なく報告していますか		
8	相談専門員は、サービス計画作成後、けいかくの実施状況の把握 (モニタリング)を行い必要に応じ計画の変更を行っていますか		

項目	評 価 内 容	自己評価	加茂市評価
	相談支援専門員は、モニタリングに当たり、利用者及び家族、事業		
9	者等との連絡を継続的に行い、利用者等に面接する他、その結果を		
9	記録していますか		
	相談支援専門員は、サービス担当者会議 (サービス利用計画作成の		
10	ため同計画に盛り込んだ福祉サービスの担当者等を招集して行う		
10	会議) の開催、福祉サービスの担当者への照会等により意見を求め		
	ていますか		
	相談支援専門員は、適切なサービスが提供されていても利用者が		
11	居宅もしくは障害福祉サービス入所施設において日常生活を営む		
11	のが困難と認められる場合、利用者の特性に合った病院への入院・		
	障害者者支援施設等への紹介等の便宜を図っていますか		
	相談支援専門員は、障害者福祉施設等又は病院から退所退院し、通		
12	所しようとする利用者又は家族彼依頼があった場合には、居宅に		
14	おける生活へ円滑に移行できるよう、必要な情報提供及び助言・サ		
	ービスを行っていますか		

【加茂市記載欄】